
令和6年 第2回(定例)新 宮 町 議 会 会 議 録(第1日)

令和6年6月6日(木曜日)

議事日程(第2号)

令和6年6月6日 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

- 通告1番 横大路政之 議員 1) 新宮町立図書館のサービスの拡充を
- 通告2番 大牟田直人 議員 1) 未就学児におけるいじめの未然防止、早期発見、
早期対応の取組を
- 通告3番 江口 正明 議員 1) 防災リーダー育成による自主防災組織の充実を
2) 地域コミュニティ活性化へのきっかけづくりを
-

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

- 通告1番 横大路政之 議員 1) 新宮町立図書館のサービスの拡充を
- 通告2番 大牟田直人 議員 1) 未就学児におけるいじめの未然防止、早期発見、
早期対応の取組を
- 通告3番 江口 正明 議員 1) 防災リーダー育成による自主防災組織の充実を
2) 地域コミュニティ活性化へのきっかけづくりを
-

出席議員(12名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 江口 正明君 | 2番 片岡 誠治君 |
| 3番 温水 眞君 | 4番 安武久美子君 |
| 5番 庵原 伸一君 | 6番 西 健太郎君 |
| 7番 大牟田直人君 | 8番 横大路政之君 |
| 9番 北崎 和博君 | 10番 牧野真紀子君 |
| 11番 上畝地白馬君 | 12番 松井 和行君 |
-

欠席議員(なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 …………… 井上 美和君 議会事務局主幹 …………… 上野 将司君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	桐島 光昭君	副町長 ……………	田中 真人君
教育長 ……………	小川 隆弘君		
総務課長 ……………	森 和也君	地域協働課長 ……………	安河内正路君
政策経営課長 ……………	高木 昭典君	税務課長 ……………	末永富士美君
住民課長 ……………	堺 好行君	健康福祉課長 ……………	尾田 繁男君
子育て支援課長 ……………	山口 望美君	産業振興課長 ……………	森 真二君
環境課長 ……………	片山 勇二君	都市整備課長 ……………	稲光 豊君
上下水道課長 ……………	高橋 忠久君	会計管理者 ……………	桐島 聡君
学校教育課長 ……………	桐島 貴幸君	社会教育課長 ……………	井上 和広君

午前9時30分開議

○議会事務局長（井上 美和君） 起立、礼。おはようございます。ご着席ください。

○議長（松井 和行君） 配付の日程表により直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程に入ります前に、学校教育課長より昨日の日程第21、第52号議案の大牟田議員の質疑に対する答弁について訂正の申入れがっておりますので許可いたします。

学校教育課長。

○学校教育課長（桐島 貴幸君） 昨日の本会議におきまして、第52号議案の財産取得、A I ドリルアカウントライセンス購入における大牟田議員の質疑に対する答弁に誤りがありましたので、訂正をさせていただきます。

大牟田議員のほうから、持ち帰ったタブレットの端末の使用時間の制限時間のご質問がございまして、私のほうから19時までとお答えしておりましたけども、正しくは21時までとなっておりますので、ここで訂正をさせていただきたいと思います。

○議長（松井 和行君） ただいまの答弁について、質問ありますか。よろしいですか。

日程第1. 一般質問

○議長（松井 和行君） 日程第1、一般質問を行います。通告順に許可します。

通告1番、横大路政之議員。

○議員（8番 横大路 政之君） おはようございます。横大路政之でございます。

本日は、図書館の活動について教育長にお尋ねをしたいというふうに思います。私が歴代教育長に一般質問するのは、実は今回は3回目なんですね。しかも、そのうちの2回は小川教育長。一般事務事項、所管の事務事項について、一般質問するのは実は教育委員会に対しては初めてなんです。それに明確な理由はあるんですが、あえて申し上げることはいたしません、いい意味で、今回初めて通告をさせていただいたというふうにご理解いただければというふうに思います。

さて、質問に入らせていただきます。うんちくとかですね、雑学とか、豆知識という言葉がありますけれども、これはどれも似ているようで意味は違うんですが、それらは全て他人にとってはなんてことはない。関係ないちゃ関係ない。でも、当人にとっては非常に意味のあるというように多いんですね。そういったそれぞれにとって重要な事柄ではあるけれども、今回の質問もそういった部分に類するのかなあというふうに思っております。

ある時期、子どもたちの活字離れということが言われた時期がありますが、このところはあまり耳にすることはないような気もするんですけど、どうなったか私はよく分かりませんが、そのような指摘がされていた頃、もちろん私は子どもじゃありませんが、私にとっての活字、すなわち読書は数少ない趣味の1つでもございました。

その一方で、そのための書籍を購入するということになると、1冊が大体新刊本で単行本を買おうと1,700、1,800円から1,900円ぐらいの金額になるんでしょうか。それを普通だと、好きな人は2、3日で読んでしまうというようなことになるんだろうと思うんですね。

当時、私は子育ての真っ最中でしたんで、家計の大半は育児費用に支出すると。学費に消費する、支出するというようなことが多かったわけですね。その中で、その書籍代を捻出するのは、これ大変な負担でございました。そこで、私自身は常に新刊本を読みたいという気持ちもありましたし、とった行動が町立図書館に行って、そういう本がないかなあということで図書館内を歩いて回るというようなことをやっておりました。

その時に、ある作家のコーナー、要するに作品は作家ごとにまとめられて書架に並べてありますので、そこに私がたまたま行き合わせた作家、これが私の読書人生をまた一つ方向転換をさせた、というようにいきさつがございます。その蔵書、新宮町立図書館に10冊ぐらいあったんでしょうか。その10冊ぐらいのその作家の本も読み終えたら、今度はやっぱりもっと読みたいということで、どうしたかという、当然ながら福岡市立図書館の貸出しコーナーに行って、別の作品を探すというようなことを繰り返していましたが、そんな中で、ある作品と出会ったときに、ちょっと待ってくださいね。ある言葉に出会ったんですね。そこで、ちょっとこれ町長

をはじめとして、皆さん方にお尋ねしたいんですが、「婆子焼庵」という言葉をご存じの方いらっしゃいます？婆子焼庵。もちろん私は知らんですよ。その作品で出会ったわけですから。1人か2人かいらっしゃるかなと思ったんですけど、全くご存じないようで。別にそれが恥ずかしいわけでも何でもない、私も知らなかったんですから。これは実は公案、要するに禅問答の課題に出てくる公案というのは、要するに課題らしいんですがね。その言葉、ストーリーなんですね。内容は、とてもじゃないけど、この場で言えるような内容じゃないんですよ。これ載っている書籍は、町立図書館にもありますので、もし興味があったら読まれてください。

そこで、私が思ったのは、この言葉の意味を知りたいと、ストーリーはその本を読めば分かるわけですけど、ところが意味は全く分からないんですよ。なぜかという禅問答ですから分かるはずがないんです、私でも。それはもう皆さん方が読んでも多分、何じゃこりゃと、この結末は一体どう落としまいをつけるんだというような話なんですね。だけど、これが私のまた知りたいという気持ちに火をつけたということで、要するにこれをどうやって調べようかと。

要するに、禅問答の何ていうんですかね、結末があるのかどうか知りませんが、そういったことを繰り返し調べ回っていました。誰か教えてくれる人いないかなあというようなこともあったんですね。こういう内容をまた別の作品の中からも、また新しい言葉を見つけたんですね。

それが何かというと「朱夏」要するに朱色の朱に夏と書くんですね。これは、もうこれは多分ご存じの方いらっしゃると思うんですね。人生を四季に例えて、色に重ねるというようなことらしいんですが、要は、皆さんご存じのとおり、青春というのは一般的に「あおはる」ですよ。これは皆さんご存じだと思います。これが、夏を迎える頃は朱夏というんだそうです。それが秋口にいくと白秋、北原白秋の白秋ですね。そして、最終的に冬に至ると玄冬という黒をあらわした言葉に変わるんだそうです。これも実は受け売りでございます。ただ、私も本で読んだ限りですから、どこまでが事実で、どこからが間違っとるのか分かっていませんが、そういうことだそうです。こういう、先ほど冒頭に申し上げましたように、うんちく、雑学、豆知識といったものは、私個人にとっては非常に大きな意味を持っていたんですが、ここにいらっしゃる皆さんにとっては、そんな話どうでもいいやというような話を多分、私は今しているんだろうというふうに思うんですね。

ですから、こういうことを経ながら、最終的にさっき申し上げました婆子焼庵という回答に行きつけない時、じゃ、どこでそれを見つけたらいいのかというようなことをやはり考える。そうすると、ここで今回のテーマであるレファレンスサービスが出てくるわけですが、要するに、この答えを教えてくれる、ひよっとしたらきっかけになるかもしれない。皆様方の中にも、何かの疑問を持った時に、どこかで誰かが教えてくれないかなというようなことが多分あると思うんですね。これをテーマにして、教育長にお聞きをしたい。

言ってみれば、私個人にしてみれば、このレファレンスサービスというのは、言ってみれば、問題解決もしくは知るための最終砦のような部分なんですね。ですから、このことを踏まえて、今回の一般質問の通告書であります質問内容をここでは朗読します。

公立図書館は国立国会図書館をはじめ、都道府県立図書館や規模の違いこそあれ、自治体ごとに設置されており様々な取組が行われております。新宮町立図書館でも、「おはなし会」など様々な取組が行われていますが、その中心はやはり蔵書の閲覧や貸出等の基本サービスとなっているのではないかと思います。そこで、住民が図書館と関わりを深め、利用促進を図るために「レファレンスサービス」を拡充するべきと考えますが、教育長の見解を伺います。

1 番目ですね、公立図書館にとってのレファレンスサービスとはどのようなものと解釈されているのか、定義と役割について見解を伺います。

2 番目、新宮町立図書館が住民の「知りたい」への対応力の向上のために、レファレンスサービスの充実を図り、情報提供力の強化をすべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

お願いいたします。

○議長（松井 和行君） 教育長。

○教育長（小川 隆弘君） まず、横大路議員がレファレンスサービスの町立図書館も盛んに活用していただいているということでありありがとうございます。その上で、レファレンスサービスのご質問をいただいたということで、うちの図書司書があの時の何かサービスが悪かったのかなということで非常に心配していましたが、お話を聞いて非常に職員はよくやっておりますからということで、言いたいのは教育長に言いたいんだということでお話を聞いておりますので安心しております。ありがとうございます。

それでは、1 点目のご質問、公立図書館にとってのレファレンスサービスとはどのようなものと解釈しているか、またその定義と役割というお尋ねについてお答えいたします。レファレンスサービスとは、日本図書館協会が出版する「図書館ハンドブック」では、何らかの情報要求を持つ利用者に対して、図書館員が行う人的援助であるとされています。具体的には、利用者が望んでいる資料探索に対して、利用者からのキーワードをもとに質問の核心を問い直し、質問の内容をはっきりさせ、的確に必要とされている資料の検索・提供・回答を行い、利用者の問題解決の手助けを効率よく行う作業であると解釈しております。また、その役割は利用者の要望に応えることにより、図書館利用の満足度を高め、再び図書館を利用していただくことにつながるとともに、利用者にとって話しやすい、聞きやすい相談相手となることと理解しております。

町立図書館の司書も同じ考えのもと、日々の図書館運営に携わり、利用者の良き相談者となるよう努めているところでございます。2 点目のご質問、レファレンスサービスの充実と情報提供力の強化につきましては、議員がおっしゃるとおり利用者の方々の「知りたい」への対応力の向

上のためには必須のことと考えております。

図書館利用者が館内に設置された蔵書検索端末やインターネットパソコンを使って調べことで、必要とされている情報を得ることができますが、利用者ご自身で調べきれなかったことに対して、図書館がお手伝いするサービスがあることをさらに周知する必要があると考えます。

現在は、カウンターの一部にレファレンスサービスを相談という表現にした案内を表示したり、司書の胸元には「読書相談員」の名札を着用したりと、利用者が問い合わせしやすい環境をつくり対応しています。

また、学校との連携で小学5、6年生を対象とした「新宮子ども司書養成講座」を毎年、夏季休業中に実施し、学校図書館でのレファレンスサービスができる子どもの育成に努めています。このような活動を通して、レファレンスサービスを知っていただく取り組みを進めているところです。

今後は、カウンターの案内をもっと目立つように表示するとか、広報誌等で周知を図るなど、レファレンスサービスをもっと気軽に利用してもらうような工夫を考えていきたいと思います。

さらに今回、議員にご指摘いただいたことを契機として、ホームページ上では県立図書館や国立国会図書館等の他機関へのリンクを張るなどして、町立図書館の蔵書では対応できない場合でも、より発展したサービスにつながるよう改善し、利用者の満足度向上に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（松井 和行君） 横大路議員。

○議員（8番 横大路 政之君） はい。ありがとうございました。

レファレンスサービスの定義、要するに何をもってレファレンスサービスというのかっていうのを、まず共通認識として持つ必要性があるんじゃないかなと。今、お話、答弁を聞いていて感じました。

というのは、司書さんは当然ながら、書籍を紹介するという仕事についてはベテラン中のベテランですから、聞けばね、即座とは言いませんけど答えはほぼ返ってきます。ただ、今の利用されて、これは全国的なレベルでの話ですが、利用されているレファレンスサービスの内容、これを聞くと、何が不足しているのか、足りないのかっていうのはご理解いただけるんじゃないかなあというふうに思いますので、1つご紹介をしてみたいと思います。

これは、実はさっき教育長の答弁の中ででした国立国会図書館が、全国の図書館、公立図書館とネットワークをはって、全国の公立図書館、ネットワークをはったという範囲内ですね、の公立図書館で行われたレファレンスサービスの実績に基づいた報告書がここにあります。この中には、ものすごく面白い内容が含まれてるんですね。それで、いくつか紹介しながら、どういうものであるのかというのを理解していただきたいと思うんですが、まず1番最初に、これを知った

きっかけになったのは、私があることをネットで検索したら、これが出てきたんですよ。何かというですね。太宰府にゆかりの菅原道真の歌で有名なですね、有名というか、皆さんご存じだと思いますが、「東風吹かば にほひをこせよ 梅の花 主なしとて 春な忘れそ」という歌があるんですが、この「春な忘れそ」という部分が、一部では「春を忘るな」と書かれているのもあるんですね。これ、どっちが正しいんですかという問合せなんですね、レファレンス。そこで出た回答は、簡単に言うとどっちもありますということらしいんですね。これが私がレファレンスサービスを知るきっかけになった国立国会図書館のデータベースに載っていたやつ。それをもとに、今度また他にどんなことがあるのかなと検索したら、これがまたむちゃくちゃ面白いんですよ。

子どもたちから相談があった内容、例えば、奈良の大仏様の頭のブツブツはいくつあるんですかっていう相談、問合せなんですよ。これに、これは千葉市の中央図書館が答えた。中身は、492個ついていたと推定されるが、今はいくつか落下して483個ですと答えがありました。これ図書館が答えてるんですよ。仏像の専門家が答えたわけじゃない。それから、今度はもっとひどい。この虫なんですかという問いがあるんです。この虫なんですかっていうのはですね。この虫なんですかって、図書館に虫を持ってきたんだそうですよ。それでこれを何か調べてくれって。そしたら、これに答えが出ているんですね。何とかっていう虫ですって。これを受付けた図書館が僕はすごいと思うんですよ。窓口のね、図書館員さん。結局、どこまでできて、どこまでできないのかっていうのは、それぞれやっぱりその組織の体制の問題であるとか、情報の問題が様々あるでしょう。ただ、これもレファレンスサービスだということを理解していただきたい。これが、私の今回の質問のテーマでもあるんですよ。

だから、例えば、どこそこにこういう本があります。福岡県立図書館に、ここにはあります。ここに国会図書館に行けば、こういう書籍があります。ありますを聞いたって国立国会図書館に僕ら飛行機に乗って向こうまで行って、それを閲覧しに行かないかんのか。閲覧するためには、登録もせないかん。やっぱり、そこの手順というのは、きちんとつけて教えてあげる必要性もあるし、できれば答えを出していただきたいなと。これ、この取組をぜひどうやったらできるのかを検討していただきたいというふうに私は思っているんですね。これが、要するにさっきも言いましたけども今日、質問を通告させていただいた大きな目的の1つなんですよ。

要は、繰り返しになりますが、本を紹介する、これももちろんレファレンスサービスだけど、もう一步踏み込んで、こういう問いに対して回答を出していただいたらどうですかっていうことを申し上げたんですね。中には、これは新宮町立図書館にも蔵書がありますが、実際に図書館員さんがこういうレファレンスサービスに対応した記録を1冊の本にまとめた書籍があります。子どもさんからの質問に対して、集中的に全国の、さっき言った奈良の大仏のブツブツは、という

くんだり、これをこういった子どもたちからの質問を1冊の本にした、これもあります。これは、新宮町の町立図書館に蔵書としてあります。

だから、こういったものをどうしたら取り組めるのかっていうことをぜひ検討してみられたらどうかなあという思いで、今、質問を通告しているわけですが、教育長、この話をお聞きになって、どうお考えなんでしょうか。

○議長（松井 和行君） 教育長。

○教育長（小川 隆弘君） ありがとうございます。そういうサービスは、利用される方に大変有意義なものと思います。本日は、町立図書館で、先ほど虫の話がありましたけども、これは昨年、一昨年のうちの図書館が対応した分は、金柑のようなものを実際持ってこられて、この果物の名前を調べたいというところで、うちの司書、担当が調べて、これはこういうものだったという対応をしました。そのほかにも、実際に昔のさつき短歌とかのこの作者を知りたいなというところとか、それとかまた実際、植物とかを持ち込んで、この起源を知りたいというところでも、そういったところの対応を本町の図書館もさせていただいているところでございます。

今おっしゃったようないろんな面白い事例については、国ではレファレンス協同データサービスというのがありまして、そこを検索していけば、いろんなうちの図書館以外のほかの図書館、または県外の図書館というのが検索できることがあります。そして、うちだけが持つてる情報、うちが持たない情報に対して利用者の方が検索することができますので、そういうことをできやすいような、分かりやすいような形でしていく必要があるのかなと思います。

早速、このご質問をいただいて、ホームページ上に掲載してもなかなかそこら辺がすぐにうちのホームページが、図書館のほうにしかできない状況がありましたので、すぐにリンク集にいけるような形で対応しようというところで、今準備をしているところでございます。そういう協同データサービスと同時に、また職員のそういったサービスが質が向上するような研修も、またさらに続けていく必要があるかなというところで考えているところでございます。

○議長（松井 和行君） 横大路議員。

○議員（8番 横大路 政之君） ちょっと確認なんですけど今、教育長お話になった国立国会図書館の協同データサービス事業、これは新宮町立図書館は、要するに加入していないでしょ。

要は登録、要するに新宮町立図書館でこういう事例がありましたよっていうのをあげるということはないですね。要するに、よその図書公立図書館がやったことを見ることは、もちろん私もできますし、できるんですけど町立図書館はそこには加盟していない。ということですね。まず、それをちょっと確認させてください。

○議長（松井 和行君） 教育長。

○教育長（小川 隆弘君） 国立国会図書館の、そこに閲覧できる分については、本町は加盟して

おりません。

○議長（松井 和行君） 横大路議員。

○議員（8番 横大路 政之君） 分かりました。それは加入するか否かは、これから先の話であって、私はやっぱりレファレンスサービスを充実させるための1つの手段として、加盟することによって情報を提供するための活動も必要になってくるだろうと思うんですね。それもぜひ前向きにね、取り組んでいただきたいというふうに思います。

私が今、この次に質問をしようとした部分が、いかにも今教育長がおっしゃったホームページの話なんです、ホームページでレファレンスサービスを探す、これ大変なんです。

皆さん、探されたこと多分ないと思うんですけど、どうしたらいいかと、図書館のトップページから利用者案内っていうところに入って、利用者案内の次にもう一度、図書館利用案内っていうのをクリックしないと出てこないんです。レファレンスサービスというのは、本来、私はトップページにあっていいはずなんです。と思っています。だから、これはさっきこれは教育長もおっしゃいましたので、ホームページの構成の仕方、これはぜひ、これから早急に改善していただきたいというふうに思っております。

これはもう要するにどうつくるか、例えば、レファレンス案内の専用ホームを用意するとかいうようなことも含めて検討していただければというふうに思います。これはもう飛ばします。さっき教育長がおっしゃいました新宮町立図書館の職員さん、一生懸命やってもらっています。私もそれは十分認識していますし、今日申し上げたレファレンスサービスの対応が悪いとかという趣旨ではなくて、拡大、要するに充実をしてほしいという意味での質問ですから、ここです、せつかくですから、私が町立図書館の司書さんに対応いただいたレファレンスの事例をご紹介します。

私はですね、実は学生時代に、今から50年ほど前の話です。新聞のトップページに1面、スポーツ新聞ですけどね、1面に載ったことがあるんです。この記事をもう一度読みたい、見たいと思って、ないでしょうかって探す方法はないかって、町立図書館の図書館員さんに相談したんですね。そしたら、今、両方とも廃刊になっているんですが、フクニチスポーツと西日本スポーツ、この2紙に載った記憶があるんですよ。買いあさっていましたが当時、明日載るぞ、今日載ったぞということで。これをどうにかして探したいということで相談しましたら、こういう図書館員さんからレファレンスサービスの、要は、こういうふうに探したらありますよと。

そこで紹介されたのは、福岡市立の総合図書館にマイクロフィルムで存在しています。ただ、日にちが自分で特定するしかない、記事を探して、それは当然ですよ。ただ、これで最後は、もし分からないところがあれば、いつでもご相談くださいって、きちんと報告いただいているんですよ。

ただ、1つおわびしたいのは、私がずばらして最終的にまだこれ到達していないんです、ここに。だから、司書さんには申し訳ないなと。必ず近いうちに到達したいなというふうには思っています。だから、そういった意味で、活動されてないとか、レファレンスサービスがなってないとかっていう意味じゃないですよ。

要は、先ほど申し上げましたように、もう少し幅を広げる、内容を充実させるという取組をしてほしいという趣旨での質問でございますので、誤解がないように申し上げておきたいというふうに思います。今日の質問の趣旨としては、あらゆる年齢層の方が図書館と関わりを持つ、そのことによって、我々、私も含めてなんですが、高齢者はやっぱり生きがいの1つに私はなるんだろうと思うんですね。いろんなものに興味を持つ、やっぱりそういうところから新たな生活パターンが生まれる可能性もありますし、それが何であっていいと思うんですよ。

ですから、そういった取組の窓口をぜひ充実させてほしい。それから、対応、体制を充実させてほしいという意味での質問でございますので、その辺について、今後どういうふうに取り組んでいかれるのか、お話を伺いたいというふうに思います。

○議長（松井 和行君） 教育長。

○教育長（小川 隆弘君） ありがとうございます。まず、ホームページの構成の仕方、これはご質問いただきまして早速こちらも見直したところ、この辺が足りませんでしたというところで、内部で協議しておりますので、これ早急に対応していきたいと思います。

例えば、レファレンスサービスについても一応書いているだけというところなので、そういったところが利用者の方に見やすいようにできればと思います。それと国立国会図書館の加盟についてですけども、全くできませんというわけではありませんけども、実はこのご質問をいただいて、近隣の図書館、県内の図書館に私、直接電話をしたところ、加盟してあるところもそうなんですけども、ここは最終的には国立国会図書館、最終的に他の図書館で分からないところの検索にしてもらうためですので、できるだけ他の図書館のところを検索してくださいというところで、実際、加盟しているところもなかなか難しい。そこへつなげていくのは難しい現状もあることが1つと、もう1つは、申請が通るために、なかなか例えば図書館の規模であるとか、配置とか、それとか人数とか、その辺かなり厳しい条件がございまして、うちの規模からしたら、その専用の部分とかそういうのが現状としてなかなか難しい状況でございますので、それに替わるいろんなサービスを充実しながら、先ほどご指摘があったような拡大をしながらしていくことが、まずは1番サービスの充実なのかなというところで考えているところでございます。

それと、最後にありました、あらゆる年代の方の交流の場、これはもう本当にまさに私もそういうふうに同感しております。例えば午前中、また午後の時間に図書館を見ますと、ご年配の方とかがちょうど新聞とか雑誌とか読みながら、そういう何か、そういう方々のリラックスの場所、

場所というところも図書館を使っていたいでいる光景が見えますので、いろんなそれができるような図書館にしやすいように、議員がおっしゃったようにレファレンスサービスの再拡大に努めていければと考えております。

○議長（松井 和行君） 横大路議員。

○議員（８番 横大路 政之君） それでは、結びみたいな話になりますが、私は今回の質問というのは繰り返しになりますけど、今の図書館が悪いとかね。職員の皆さんが、何らかの問題があるとかってそんなことを指摘しとるわけじゃないんですね。

私がこの質問をしたことによって、多くの住民の皆さんが図書館とはこういう使い方があるのか、こういうことで利用するともっと楽しい施設になるんだろかなとか、様々な発想をしていただくのが目的なんです。

だから、図書館、私もそうだったんです。最初は、図書館というのは本を貸してくれるところ、簡単に言うと、昔は貸し本屋さんなんて有料で本を貸す業者もあったんです。でも、今はそんなところはどこにもありませんし、要は、ただで本を借りれるっていいなという程度の発想でしか私はなかったんです。でも、よくよく見てみると、そういう有意義な、ちょっと言葉が分からない。そういうすばらしい行政サービスなんだということを住民の皆さんに知っていただきたいし、幅はもっともっと広いんだよということをぜひ知っていただく。そのためにも、さっきの答弁の中にもありましたホームページの充実は、１番早急にやっぱり図られるべきだろうというふうに思っておりますので、ぜひこれから取組をしていただきたいというふうに思います。

何かいくつか言い忘れたことがありそうなんですけども、これは追々として、今日の質問はこれで終了させていただきます。ありがとうございました。

----- . ----- . -----

○議長（松井 和行君） 通告２番、大牟田直人議員。

○議員（７番 大牟田 直人君） はい。７番議員の大牟田です。６月議会なので、ちょっと６月ってどんな月かなって話をします。

６月といえば梅雨入りだったりとかいろいろ先週の土曜日には、新宮高校で文化祭があったりとか、今日明日が期末テスト、中学校ですね、町立中学校。あとはジューンブライドとかいう言葉があったりしますが、私の結婚記念日もあったりとかですね。そういう６月はそういう月ですけど、６月ですね、私も知らなかったですがプライド月間と言われるってあって、ちょっと小道具をつくってきました。プライド月間ということで、虹色の旗ですね。世界中でＬＧＢＴＱなどの性的少数者の権利について、啓発を促す様々なイベントが開催されています。虹色の旗を掲げて、そういう啓発のイベントとかが開催されたりします。

また、先月末には長崎県の大村市で、男性カップルの住民票に夫と記載がされて話題になった

りしていました。多様な人の権利が認められる社会は、みんなが互いに認め合い、支え合い、みんなが幸せに暮らすことができる社会になると感じます。このプライド月間を機会に、6月のですね、多様な人たちの権利について考えていきたいと思っています。

今日、質問させていただくいじめに関しても、早期に発見し、被害児童に寄り添い、加害生徒や保護者のケアをしっかりと行うということは、子どもの権利条約の4つ柱、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利を守ることにつながり、みんなが互いに認め合い、支え合い、みんなが幸せに暮らすことができる社会につながると感じています。それでは質問に入っていきたいと思います。未就学児におけるいじめの未然防止、早期発見、早期対応の取組について質問いたします。

近年、いじめは深刻化しており、文部科学省の調査によると、令和4年度の小学生から高校生までの学年別いじめ認知件数は、令和3年度に比べ、ほぼ全学年で増加しています。また、10年前の平成24年度調査では、中学1年生がピークでしたが、令和4年度は小学2年生、小学3年生、小学1年生の順でトップ3を占めるなど、いじめの低年齢化は顕著であります。こうした状況を踏まえると、未就学児にもいじめは起こり得ると感じます。いじめは、被害児童の将来に重大な影響を与えかねないため、幼稚園や保育園、認定こども園での早期発見、早期対応が重要であると同時に、加害児童や保護者へのケアも不可欠であると感じます。そこで、次の4点を伺います。

幼稚園、保育園、認定こども園におけるいじめ等の実態を教えてください。

2番目、幼稚園、保育園、認定こども園の教職員を対象としたいじめ等への対応の研修、また教職員や保護者、園児を対象とした子どもの人権に関する研修など、どのような取組を実施しているのでしょうか。

3番目です。新宮町いじめ防止対策推進条例や関連する規則、方針における幼稚園、保育園、認定こども園に対する考え方について教えてください。

4番目です。いじめ防止の意識向上や具体的な取組推進、責任の明確化、継続的な改善、関係機関との連携など明確にするため、小中学校同様、幼稚園や保育園、認定こども園でのいじめ防止基本方針の作成を推進し、いじめ等の早期発見、早期対応への取組はできないでしょうか。

以上、お伺いします。

○議長（松井 和行君） 町長。

○町長（桐島 光昭君） はい。まず、私のほうから、幼児期におけます幼稚園、保育園、認定こども園でのいじめ等について回答をさせていただきます。まずはじめに、いじめの定義ですが、文部科学省によりますと、「学校に通う児童生徒が一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的または物理的な影響を与える行為」と定められておりまして、幼児期におけるい

じめと判断される行為の定めはございませんが、集団生活を営む園での生活の中におきましては、幼児同士のもめごとやトラブル、友達関係づくりでのつまずき、精神的な不安定さなどから、定義されるいじめに該当するような事案の発生は、十分予想されるものと認識をいたしております。

幼児期の子どもにとりまして、初めての集団生活となる園の生活では、人と関わるための基礎を学ぶ貴重な場所です。幼児が自分で考え、自分の気持ちを伝えながら、相手の気持ちを想像したり、認めたりする体験が大変重要であると考えておりますが、人間形成の基礎をつくる大切な時期である幼児期の体験の多くが、本人にとっては初めての経験であり、その中には「からかい」や「冷やかし」なども含まれると思います。幼児であっても、いじめにつながる行為には重大な事案とならないよう、早期対応と見守りを強化し、職員間の情報共有や保護者とも協力しながら、幼児がより良い人間関係を築けるよう、組織的に対応することは必要であると認識いたしております。

それでは、1番目から4番目の質問につきましては、教育長から幼稚園を中心に、保育の内容にも触れながら回答をさせていただきます。

○議長（松井 和行君） 教育長。

○教育長（小川 隆弘君） 1点目の「いじめ等の実態は」とのご質問ですが、先ほど町長の答弁にもございましたが、文部科学省の定義に当てはまらない中で判断することはできませんので、理念を踏まえての実態となると、幼稚園においては「相手が嫌なことを言う、相手に嫌なことをする、人をたたく」等の行為・行動が値するのではないかと考えております。そのような行為は、幼児期においては、まだ人間関係の構築も未熟で日々の中で頻繁に起きているものであり、その行為に対する件数等の把握までは行っておりませんが、その場にいる職員が見逃すことなく指導する体制をとっており、その後の見守りまで継続した対応をとっているところでございます。

保育園や認定こども園につきましても、同様なことがなされていると思いますが、子育て支援課が園に確認した範囲では、町内すべての園において、いじめにあたる行為は「ない」との回答をいただいているところでございます。

次に、2番目の「いじめに関する研修等の実施について」のご質問でございますが、「いじめの対応」に特化した研修はや取組は行っておりませんが、各幼稚園では、遊びの指導に関することや、聞く・話す・伝える技術の向上についての研修を実施しており、幼児が自分で考え、自分の気持ちを伝えながら、相手の気持ちを想像したり、認めたりする能力の向上に努めております。

保育園等におかれましても、保育所保育指針に基づいて、職員の資質向上に努めており、幼稚園と同様の取組が行われているものと考えております。また、子どもの人権に関する研修において、幼稚園の職員は、町が主催する「町民のつどい」や「人権フェスティバル」等に積極的に参加しており、教育委員会が主催する研修においても、子どもの人権に関する内容を盛り込むよう

にしております。保育園においても同様な研修が実施されており、全国保育士会が作成した「子どもの人権擁護のためのセルフチェックリスト」を活用し、「子どもの人権擁護」についての意識を高めるようにしているようでございます。保護者に対しましても、町主催の人権研修の周知のほか、園からのお知らせやポスターの掲示等で、子どもの人権に関する啓発を行っているところでございます。

続きまして、3点目と4点目の「新宮町いじめ防止対策推進条例」、「いじめ防止基本指針」に関するご質問につきましては、まとめてお答えさせていただきます。条例や指針の元となる「いじめ防止対策推進法」では、その対象が小中学校、高校、特別支援学校などの児童生徒となっており、就学前の児童が対象とされていないことから、今後の国や県の動向を踏まえながら、検討すべき事案であると考えております。

また、いじめの早期発見、早期対応への取り組みにつきましては、先生たちがいかにアンテナを高く張って子どもたちの関係性を把握し、いじめとなりうる兆候にいち早く気づき、すぐに行動できるかが重要なことであり、このことは、保育園においても同様であると考えております。また、保護者との関係性においても、連携が必要不可欠となりますので、保護者との連絡を密に行ってまいりたいと考えております。なお、子育てをする上で保護者が不安に感じていることがございましたら、本年4月からシーオーレ新宮内に設置しております『こども家庭センター「はぐうる」』や、子育て支援アプリの「ぐーまっち」にも育児相談のご案内を掲載しておりますので、ご活用いただけたらと考えております。

○議長（松井 和行君） 大牟田議員。

○議員（7番 大牟田 直人君） はい。いじめの定義に関して、学校という話があるのでっていう話でした。

5月10日の西日本新聞のほうに、未就学児のいじめについての報道があっています。未就学児ならいじめじゃない？集団で暴力を受けても防止法対象外、九州7県など大半は指針未整備というふうな記事が1面のトップに掲載されていました。令和3年大津市の保育園に在籍した園児が、いじめを受けたとの市の第三者委員会が認定したという、いじめを認定した事例もあります。

また今年3月には、東京都渋谷区議会において、未就学児のいじめや人権に関する請願が全会一致で採択されています。その内容は、未就学児におけるいじめや人権に関する実態調査を行うこと、保育の質、ガイドライン及び就学前教育プログラムを踏まえた上で、いじめ防止や人権保護に具体的に取り組めるよう、渋谷区の全教職員に研修を実施し、意識の向上を努めること。いじめが発生した際には、被害児童はもちろん、加害児童や保護者のケアにも当たることというふうに、請願が採択されています。これも渋谷区の幼稚園で受けたいじめ、集団で暴力をするという、いじめを受けたものになっています。また、書画カメラをお願いします。

〔書画カメラの映像を投映する〕

○議員（７番 大牟田 直人君） いじめの認知件数ですが、令和２年、令和３年、令和４年度、小１、小２、小３のいじめの認知件数です。令和４年度、先ほども言いましたけど小２が１番多くて、小３が２番目、小１が３番目になっています。これだけ低年齢化して、小学生の低年齢でいじめが多く発生しているという実態を踏まえると、年長児で起きないということはほぼ考えられないなと思うんですが、先ほども考えられないことはない町長、その類する事案は考えられないことはないと言われていましたけど、その辺に關しての認識は、ありうるということでしょうか。

〔書画カメラの投映を中止する〕

○議長（松井 和行君） 教育長。

○教育長（小川 隆弘君） 当然、いじめという定義には、未就学児は定義はありませんけども、そういったところに類する行為というのはあるうと考えております。

今、大牟田議員ご指摘の発生件数、認知件数なんですけども、ご質問のあったように平成２４年度から、明らかに小学生の数が増えてきています。これは認知件数ということでございますので、実は、当時は私も現場のところで、そこへ対応していた分ですけども、当時はもう極端な例でないと報告をしていなかった。しかし、ご存じのように大津市の非常に悲惨な事件があって、その時、実際に報告が上がっていないじゃないかと、もっと認知件数を上げなさいというふうに国、県からの指導があって、もう細かなことでも上げるようになってきました。逆に、その認知件数というのは、起きているからひどい状況であるということではなくて、それだけ認知しているから非常にきめ細かな指導をしている指針にもなっているというところでございます。

ですから、我々も町内の学校に指導する時にも、いじめがゼロということはありませんから、とにかく件数が多いということは取組を進めているというところの判断で、きめ細かく見てくださいというところで指導しているところでございます。

ただ、そういった意味で、その数字と低年齢化というのは非常に一致しないところがございまして、いじめの定義も以前から変わった分で、例えば、言葉で嫌なことを言ったら相手方、その子が嫌な思いをした、それもいじめに当てはまりますので、認知としては件数としてあります。低学年、小さな子どもたちはそういう場面が日常的に多くあるから件数としては増えてきているというところなんです。そういうところで、低年齢化ということと認知件数は非常に結びつかないのかなというところが、私の考えです。

○議長（松井 和行君） 大牟田議員。

○議員（７番 大牟田 直人君） この認知件数が、低年齢化に結びつかないという見解を教育長、持たれているということだと思いますが、しかしながら、これだけの件数がある。当然、軽微な

ものもいっぱいあるでしょうが、これだけの認知件数があるということで、重大事案も低学年も起こってきているということだと思います。ということで、起こりうるということを踏まえた対応、取組が必要じゃないかなと思います。先ほど報告を受けて、起こっていないという話だったのですごく安心したんですが、起こる前に、そういうことが起きてもいいような体制をとっておくことというのが、すごく大切じゃないのかなと思っています。

そのためには、どういう取組が必要かというのと、考えると、いじめを生まないための取組、未然防止というか、いじめを生まないための取組、いじめが起きた場合の早期発見、早期対応、重大事態への対応という、その2つの柱というか、で対応していく必要があるんじゃないかなと思います。先ほど定義では、未就学児はいじめじゃないという話でしたけど、そういう類するものに対する対応するっていう考え方を持つ必要があると思います。

まず、人権に関する研修、いじめに対応するに関する研修ですが、新宮町では町の人権研修だとかにみんな来てもらって、そういう子どもの人権に対する研修もしているという話でした。ちょっと、子どものこれに関してちょっと紹介をしたいと思います。

以前から、よく私が口にするCAPですね。CAP就学前ワークショップというのがあります。これは3歳児から行われることができるやつですね。これで、人形劇だとかロールプレイだとかをしながら、子どもたちに発達年齢に合わせて、分かりやすく子どもたちに人権、あなたには人権があるんだよということを教えます。なので、子どもたちは、私って人権があるんだというのを持って、嫌なことを嫌と言える、友達と助け合って嫌なことをいじめに類するものに嫌と言えるっていうことができると思います。だから、こういう研修を、またこれは保護者ワークショップ、教職員ワークショップというのもありますので、保護者じゃない、大人ワークショップですね。地域、学校、家庭、園が一体となって、そういういじめだけでなく、人権とか、そういうのに対応することができると思います。ぜひこういう研修とかもCAPに限らなくていいんですけど、そういう研修も検討していただきたいなと思いますが、それに関して見解をお願いします。

○議長（松井 和行君） 教育長。

○教育長（小川 隆弘君） すみません。1点、未就学児はいじめではないというところ、私はそういうつもりで発言したわけじゃなくて、いじめの定義というのが学齢児の部分ですので、当然、未就学児についてもそういった類する行為はありますので、それに対して保育園、幼稚園でもしっかり取り組むように取り組んでいるところです。そこがまた深く重大化しないような取組を進める必要があるというところでございます。

研修については、今のおっしゃった部分で、まず町立の幼稚園では保育計画、教育計画を毎年作成しております。その中に人権、同和教育の指針として、その中に子どもの相手の気持ちを思

いやる気持ち、また自分を大切にする行動とか、そういったところを中心に日常の活動、保育活動に取り入れているところがございます。そんな中で、子どもたちの心の醸成をしながら、いじめが重大化しないように、またひょっとして何かトラブルが起きたときには、そこで子どもたちの人間関係をしっかり見極めながら、取組を進めていくところがございます。

研修については、そういった本町はそういう人権に関わる研修は、たくさん実施させていただいておりますので、そんなところの研修を深めながら、また先ほど大牟田議員がおっしゃったような、そんな全体の取組が進められるところであれば、また今後考えて検討していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（松井 和行君） 大牟田議員。

○議員（7番 大牟田 直人君） ぜひ子どもたちが自分を大切に、周りを大切にできるという、そういう子どもたちが、また自分で嫌だって言えるとか、言いたいことを発信できるとかい、そういうSOSの出し方教育とかにもつながってくると思うんですけど、そういうことができるような、子どもたちに力を与えるということも考えてもらって、研修とか取り組んでいただけたらと思います。

書画カメラをお願いします。

〔書画カメラの映像を投映する〕

○議員（7番 大牟田 直人君） 条例とか指針の話にしたいと思います。

新宮町いじめ防止対策推進条例の中に、第2条の2に、町はいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、新宮町いじめ防止基本方針を定めるものとするっていうのが書かれています。だから、いじめ、この条例の中には子どもの定義というのは入っていないですね。何歳からとかいうのはですね、入ってなかったです。子ども基本方針の中に定めると、先ほど言ったように、国の方針というか国の規定で、いじめというのは学校という話だったので、そこは入っていないんだと思いますが、基本方針の中にも学校とかいう形で、乳幼児は入っていないという、未就学児は入っていないという感じでした。

第3条ですが、町はいじめ防止等に関する機関及び団体との連携を図るまで、法に規定するいじめ問題対策連絡協議会として、新宮町いじめ対策連絡協議会を置くっていう話です。これが、この条例の中に記載されています。基本方針の中に、未就学児については書かれてないので未就学児はいじめという定義ではないですけど、いじめに、ここに含むと書かれている自治体もあります。そういうことを書いていただいて、いじめっていう言葉に関しては、そうだけれどもいじめと同じような対応をしていくというのをこの方針の中に書いていただけないかなと思っています。

また、連絡協議会ですけれども、まずここですね、方針の中にいじめの対象、法というか、そ

の中では対象ではないけれども、新宮町は乳幼児に関しても同じような扱いを乳幼児じゃないや、未就学児に関しても同じように対応していくということをうたうことはできないかというのをまずお伺いします。

〔書画カメラの投映を中止する〕

○議長（松井 和行君） 教育長。

○教育長（小川 隆弘君） ちょっと法整備については、ちょっと時間がかかるかと思うんですけど、ちょっと私は即答を避けさせていただきますが、大切なのはやはりそういった事案が起きないような取組を進めていくことということでございます。

大牟田議員ご指摘のように、早期発見、早期対応、それができるような体制づくり、また日常の幼稚園、保育園、こども園の指導がなされるような支援を町としてもしていくことが大切なのかなというところでございます。

先ほど、市独自または園独自に、いじめ対策基本方針をしているところが、実は昨日、西日本新聞にも東北の部分がそういう園独自にしているということが載っていました。それ文書を記事を読んでみますと、うちがそれぞれ幼稚園でやっている、その取組そのものが載っている部分であって、そういう法整備も大切な部分かもしれないですけども、そこの趣旨を踏まえて、本町の幼稚園、保育園、こども園は実践をしていきたいというところでございます。

もう、とにかくそういう重大事態、事案を行うための早期発見、早期対応というところができるような体制、支援を我々としてもしていければと考えているところでございます。

○議長（松井 和行君） 大牟田議員。

○議員（7番 大牟田 直人君） はい。ちょっと次にいきます。

〔書画カメラの映像を投映する〕

○議員（7番 大牟田 直人君） 先ほどお話をしました新宮町いじめ問題対策連絡協議会規則ですけれども、協議会は15人以内の委員をもって組織し、委員は次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、または任命するとありますけど、ここで幼稚園、園とかいうメンバーは、ここには記されていないですね。その他、教育委員会が適当であると認める者ってありますけれども、ここに幼稚園、保育園の人たちとかが参加されているかどうか教えてください。

〔書画カメラの投映を中止する〕

○議長（松井 和行君） 教育長。

○教育長（小川 隆弘君） この協議会のメンバーには、校長会の代表、それと児相、これ宗像児相から、それと粕屋警察署、あと事務局というところが入っておりますので、幼稚園関係、未就学児関係は入っておりません。

○議長（松井 和行君） 大牟田議員。

○議員（7番 大牟田 直人君） ここに入ってもらふことで、小学校と未就学児との連携という
か、問題共有というか、それが進むような気がするんですけど、そういうことは考えられないの
かというのを教えてください。

○議長（松井 和行君） 教育長。

○教育長（小川 隆弘君） 連絡協議会、すみません、もう1つ法務局の方も入ってありました。
すみません。それは貴重なご意見だと思いますので、そういったところはあえて、それは入れま
せんよというところはないかと思います。今後、そういった整備については研究していく必要が
あるかと思います。要は、そういった部分も未就学児も含めて、新宮町からそういういじめにか
かるような部分をなくしていく方向の協議会ができればいいんじゃないかなと考えております。
以上でございます。

○議長（松井 和行君） 大牟田議員。

○議員（7番 大牟田 直人君） もちろん方針があったから、いじめが起きないというわけでも
ないし、方針がなかったからいじめが起きるというわけでもないで、っていうのは分かるんで
すけれども、その方針とかそういうのをつくることによって、意識がみんな統一されるというか、
そういうことがあるんじゃないかなと思っています。

〔書画カメラの映像を投映する〕

○議員（7番 大牟田 直人君） 未就学児を対象とした自治体の、すみません。自治体のいじめ
基本方針を策定しているところがいくつか、インターネットで検索したら出てきたので、それを
ちょっと紹介したいなと思います。

練馬区ですね。いじめ問題対策方針というところで、ここは学校って書いてあるところに、園
って括弧して書いてあります。中に園のことも、未就学児のことにも少し触れられています。練
馬区のほうは、こういう形で園も対象にしているという形ですね。

板橋区ですね。板橋区はもう子どもの中に、子どもの定義は4歳以上と書かれています。この
いじめ防止対策基本方針の中にですね、4歳以上と書かれています。区における子どもの考え方
として、就学前の子どもに対して、いじめ防止対策推進法では対象になっていない就学前の幼稚
園及び保育園においても、将来的にいじめの芽を積んでいくことにもつながることから、就学前
の幼児に対しても、東京都板橋区いじめ防止対策の基本理念、組織等に関する条例を適用してい
るということで、まさに未就学児に対しても適用しているということが板橋区の方針には書かれ
ています。

これ高山市ですね。高山市の基本方針、飛田高山ですね。の中には、幼稚園、保育園の取組と
して明確に書かれています。これまだ続くんですけど、明確に書かれています。

徳島県の海陽町ですかね。の中には、はじめにのところに、「いじめを未然に防ぐには児童・

生徒に適切な指導をするとともに、子どもに関わる大人がいじめを生み出さないように努めることが重要である。そして、いじめは人として絶対許されない。いじめはどの園児、児童生徒にも」ということで、園児って書かれています。どの幼稚園、学校にも起こりうるっていう、幼稚園ってここに明確にうたわれています。

いじめ防止基本方針を定めている幼稚園というの、いじめ、方針、幼稚園で検索すると、インターネットで検索すると出てきます。

インターネット検索して出てきたところですけど、このぐらい出てきました。大学の附属幼稚園が多いですけど、先ほど言われた仙台市立のあきう幼稚園もですね。あきう幼稚園のいじめ防止基本方針については、これパワーポイントっていうか、PDFの中にちょっと入れています。

ちょっと見にくいですね。字が細かいので、ここでは詳細はあれですが、まずはじめにというところで、はじめにから始まって、2番目が基本的な考えですね。「幼児期におけるいじめにおいてということで、幼児期は人との関わり基礎となる力を育む時期であり、他者との様々な関わりは発達に必要な経験である。日常で起こる様々ないざこざを、丁寧に見守り適切な支援を行いながら、幼児が自ら考え、自分の気持ちを伝えたり相手の気持ちを想像したりすることができる、心情、態度を育てていくことが重要である。また、集団生活を営む園生活の中で生じる、幼児同士の様々ないざこざや友達関係づくりのつまずきは、成長過程で必要不可欠であることを保護者に丁寧に伝えていく必要がある。ただし、いざこざの範囲を超え、相手に与える苦痛が頻繁で執拗なものについては、いじめと認識をし、保護者とともに、必要に応じて関係機関と連携を図りながら、日常的に適切な援助を組織的に行い、幼児がよりよい人間関係を築き、安心して生活を送れるように努める。」こういう基本的な考えが書かれています。要は、いざ粉とかいう範囲を超えたものに関してはいじめと認定しましょうと。それで適切な対処をとっていきましょうということですね、3番目にいじめ防止等に対する基本姿勢ということ、4番目にいじめ対策組織が記載されています。また、5番目にいじめの未然防止、そしていじめの早期発見、いじめへの適切な迅速な対処、家庭や地域との連携、関係機関や地域の小中学校との連携、いじめ発生時の対応、重大事態への対処、教職員に対する研修というのが、このいじめ基本方針の中に記載されています。

〔書画カメラの投映を中止する〕

○議員（7番 大牟田 直人君） こういった方針を、まずは町立幼稚園からつくっていくということが、先ほど言ったけど方針があるからいじめが起きないとか、方針がないから起きるというわけではないですが、こういう基本方針をつくって、新宮町はこういう基本方針をつくっていきますというのを自治体が率先してというか、自治体が音頭をとってというかですね、いじめのない、起きたときに適切に対処する自治体であるということを、その方針をつくっていくという

ことは大事じゃないかなと思いますが、これに関する見解をお伺いします。

○議長（松井 和行君） 教育長。

○教育長（小川 隆弘君） 今、仙台市の園がつくっている基本方針、昨日の新聞に載っておりますけども、ここで大事な部分はいじめの定義では、以前は一方的にとか、弱いものがとか、深刻にとか、継続的というところ、それがもう今はなくなりました。そういった意味で、1回の嫌な思いをする分、それもいじめと捉えて指導するというところでございます。ここで先ほどの部分は、未就学児の分は、1回嫌なことを言われたときに、それはやっぱり継続してしたら、それをいじめと捉えようというところの部分のこの未就学児独自の捉え方としてやっているところはございます。素晴らしいことだと感じております。

大牟田議員のご質問、一般質問を受けて、小学校校長、それと町立幼稚園の園長先生にヒアリングに行った時に、やはり現場としては、もうそういうことは起きないようなところで、日々もう毎日取り組んでいます。これも加害者、被害者という表現もできるだけ避けながら、こういった行為をしたことに対してどう思うねというところ、未就学児の場合は、例えば、好意を寄せるその子に関わりたから、もう何回も何回もちょっかいを出す。そのことが相手にとって嫌なこと、それが続けばそれはこうこうだよ、というところの指導をしている。というところで、そういう繰り返し、未就学児にとっての相手の思う気持ちとか、いろいろトラブルにつながるような取組につながっていく、そういう毎回毎日の日々の保育の延長がいじめ、学童期に関わるいじめにつながるような取組の未然防止になっていくというところに取り組んでいるところでございます。そういった基本方針の部分については、園がつくっている、そういう基本計画の中に載っておりますし、そういったところをまずは実践していくことが大事なのかなというところで協議したところでございます。

あわせて、今時代としていろんな多様性の部分というところの部分もあって、それも未就学児の部分から気をつけておく必要があるかなと。そこで、実はほかの市町県にない人権同和教育実践事例集というのが、これはうちの教育現場がつくって、その中に幼稚園も含めた取組っちゃうのをつくっています。

これについては、もう具体的な部分が、例えば運動会の部分で、あえて男女に分ける必要があるのかとか、服装、男子は青、女子は赤というところに色分けしていた部分とか、振り返させられる取組というのがあって、そこを踏まえて、この園児にいろんな多様性の学習をさせていこうというところに取り組んでるというところでございます。

新宮町にとっては、多面的な部分、人権同和の視点からもそういったところに取り組んでいじめの撲滅を図っていこうというところでございますので、そこら辺を続けながら、重大事態を行うような取組を進めていければと考えております。以上です。

○議長（松井 和行君） 大牟田議員。

○議員（7番 大牟田 直人君） 以前、教育長もおっしゃっていましたが、いじめはあるんだという認識の上で、活動していくということを以前おっしゃっていたと思います。

いじめという、いじめって言われるもの、いざこざもあるんですが、いじめられたほうに対して、心についていうのもありますが、先ほど最初にも言いましたが、いじめた側も何かストレスを抱えてたりとか、そういうことがあったりとかします。また、そのご家庭でもストレスを抱えてたりとかいうのもありますので、そういう意味でもいじめっていう、いじめに類するものに対する対応というのは不可欠じゃないかなと思っています。

今、方針じゃなくて、そういう今の園の活動という話でしたが、私の考えはこういう方針をつくることで、町はいじめに対してっていうか、子どもの人権、子どもをみんなで支えていこうという思いがあるんだよっていうのが、広く町民に伝わるんじゃないかなと思っています。

私が考えていたのは、まずは町立幼稚園から方針をつくっていただいて、要保護児童対策協議会とかで、他の園とかとも要保護事業対策地域協議会ですかね、他の園とか、保育園とかとも幼稚園は関わる機会があるので、そういうところで横展開とかというのができればいいんじゃないかなと、私個人としてはそういう考え方もあるんじゃないかなと思っていました。

また、こども家庭庁の「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」というのが、令和3年12月21日閣議決定された内容で、いじめ及び不登校に関してというところで、ここの中に要保護児童対策地域協議会や子ども若者支援地域協議会の枠組みの活用による地域の居場所等と連携したアウトリーチ型の支援という、いじめの支援の中に要保護児童対策地域協議会っていうのも書かれているので、そういうところを利用して横展開とかいうのもできるんじゃないかなと私は思って質問させていただきました。

今のところ、教育長の回答ではその方針をつくるんじゃなくて、今のある枠組みの中で、いじめが起きない体制をということですが、ぜひ今後、方針とかをつくるのは労力もかかりますので、ぜひ何かの機会に検討していただいて、また先ほど言った幼稚園のいろいろな幼稚園が指針をつくっているところが、方針をつくっているところがありますので、ぜひそういうところも参考にされて、ぜひ考えていただければなと思いますが、最後に一言お願いします。

○議長（松井 和行君） 教育長。

○教育長（小川 隆弘君） 先ほど、いじめ防止推進協議会で人権擁護委員会も入ってましたので、すみません、後出しで申し訳ございません。失礼しました。

まずは、そういう法規上の分については、国と国また県のですね、その動向を見ながら考えていきたいと思います。ただ、基本方針を作成していないから、いじめに対して無関心というところではなくて、繰り返しになりますが、日々幼稚園、保育園、こども園の現場が、そういった部

分の重大事案にならないように、またそういった問題が早期解決できるようなところで取り組んでおりますので、そういった取組をさらに充実しながら進めていければと思います。

以上でございます。

○議長（松井 和行君） 大牟田議員。

○議員（7番 大牟田 直人君） 私も基本方針を策定していないから無関心とか、そういう話をしているわけではないです。策定することによって、広くいろんな方にそういう思いが伝わるんじゃないかなというのと、何かあったときの体制がすぐとれるっていう状況がつかれるんじゃないかなと思って質問させていただきました。

ぜひ新宮町の子どもたち、そして新宮町の人たちが第6次総合計画の基本目標に、自分らしく豊かな心を育むまちということが進むように、方針ありきではなく、そういうことをつくることによってそれが伝わるかなと思ったんですが、そういう町になるように、また皆さんと協力してつくっていったらと思います。質問を終わります。

○議長（松井 和行君） ここで、10時55分まで休憩いたします。

午前10時45分休憩

.....

午前10時55分再開

○議長（松井 和行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告3番、江口正明議員。

○議員（1番 江口 正明君） 1番、江口正明でございます。よろしくお願いします。

1問目ですが、地域の自主防災組織を充実させるためには欠かせない防災リーダーについて質問いたします。さて、6月に入りまして、間もなく梅雨を迎えようとしています。昨年度は、6月30日夕刻から大雨警報が発表されまして、災害警戒本部第1配備体制が引かれました。

私の住む上府区では、道路冠水などで大雨被害が一部出ましたが、町内では人的被害はなく、翌7月1日朝方には大雨警報も解除となり、事なきを得たのはご承知のとおりですが、片やもう本年正月、能登半島地震によって、5か月を経過するんですが、今でも避難生活を余儀なくされている人々がたくさんおられることを忘れてはならないと思います。新宮町でも、いつ何どき被災地として、辛酸をなめることがあるやもしれません。天災は忘れた頃にやってくるということわざのとおり、自然災害はいつ、どこで起きるか分からない。だからこそ、備えあれば憂いなしの心構えを常に持っておくということが必要であります。防災、減災への対応は、まさしくこの言葉に尽きると思います。

そのような中、災害による被害を最小限に抑えるには、地域ぐるみで防災体制を確立していくことが重要であり、中心的な役割を担うのが地域の自主防災組織であることは言うまでもありま

せん。しかしながら、本町ではその結成率がいまだ50パーセントということですので、早急なる結成、促進を強く要望するとともに、あわせてそのリーダーやスタッフとして、災害対応の経験や知識を有した方の登用が不可欠ではないかと考えます。

町内には、消防署や消防団、警察、自衛隊をリタイアされた方々がたくさんおられます。また、NPO法人日本防災士機構が主催する研修を受けられた防災士の有資格者も30人ほどおられると聞いております。本日は、自主防災組織のさらなる充実や被災時の適切な対応に向け、即戦力となる人材発掘や養成・活用について、現状や見解をいくつかお伺いいたします。

まず第1点です。令和4年9月議会の一般質問の中で、防災士の育成について、当時の町長から防災士の資格を持つ方には、自主防災組織への参加を促す方法を考えていきたい。また、福岡県が行っています防災士養成研修の受講について、地域協働課長から町で受講料の一部を助成できるか検討していきたい、との答弁があっていますが、その後どのような検討がなされたのか。それらの進捗状況をお尋ねいたします。

2点目でございます。先月19日、上府区公民館で出前講座として役場、地域協働課から自主防災組織の活性化と題する防災講話がありました。上府区では、令和2年度から自主防災会を結成しており、当日は防災会の役員を中心に40人ほどが参加しました。講師は防災専門官でしたので、豊富な経験や知識に基づいた臨場感、緊迫感あふれる内容に、受講者一同、さらなる防災意識の高揚につながるとともに、地域の防災力も高めるには、自主防災組織による実践的な訓練が必要であると痛感したところです。

ということから、実は自主防災会の規約をちょっと改めて見直してみますと、現行では区の役員さんが大体中心になっている、なりがちな組織図、それから役割分担となっておりました。地域の防災士、消防・警察OBなどは、一応、知識経験者としての記載はありますが、具体的な役割は明確ではありません。おそらく組織結成の際につくられたひな形に基づいて作成された規約なのでしょうが、多分に他の行政区の自主防災組織でも同じようなつくりであろうかと思われます。

もうこの際ですね、災害対応の経験者である消防署や消防団、警察、自衛隊をリタイアされた方々、また日本防災士機構が主催する研修を受けられた防災士の有資格者の方々を積極的に登用することは、防災訓練のさらなる実効性を高めることから、行政としても人材発掘や養成、活用に積極的に関与していただきたい。関与する必要があると思っております。町としての見解をお尋ねいたします。

続いて3点目です。本年5月7日の報道によりますと、徳島県の実馬市というところなんですが、災害発生時の対応を強化しようと防災士の資格を全ての職員に推奨しており、現在は、市長以下幹部職員はじめ、8割以上が防災士の資格を有し、職員が地域の防災リーダー的な役割を果

たすことが期待されています。災害発生時、また被害が予想される気象状況の中で、本町でも災害警戒本部が設置され、一時的には町の職員が中心になって災害対応に当たるわけですが、職員全てが専門の防災教育を受けているわけではないと思います。災害対応の担当職員や本部の消防団員などは、消防訓練などを経験していると思いますが、これもまた全員というわけではないでしょう。そのためにも、職員一人一人が少なくとも最小限の防災スキルを習得しておくことは大変重要ではないかと考えます。本町においても、職員個人のスキルアップを通じて、全員が協力して万一の際に対応できる態勢の検討が必要だと思いますが、消防防災に関する何らかの資格取得や研修の受講などについて、町民の安心につながる対策が必要ではないかと考えます。

見解をお伺いいたします。お願いいたします。

○議長（松井 和行君） 町長。

○町長（桐島 光昭君） はい。それでは、お答えいたします。

1 番最初のご質問の「令和4年第3回定例会一般質問にあった防災士資格の取得推進などにかかる答弁についての進捗状況について」でございます。これにつきましては、毎年、福岡県が実施しております防災士養成研修・試験について、町のホームページ及び広報誌において、町民の方々にご案内をしているところでございます。本町に防災士の資格を持つ方が増えることは、地域における防災知識の普及啓発や災害発生時の防災活動力の向上に効果的であり、何より、地域にとっても、また町にとりましても非常に心強いものになると考えております。町といたしましては、引き続き福岡県が実施しておられます制度を広報することにより、防災士の資格を持つ方を増やし、さらには自主防災組織に参加されるよう呼びかけを行い、それによって地域防災力の向上を図っていきたいと考えておるところでございます。

その中で、資格取得の費用を町が補助することも検討いたしましたが、自主防災組織の活動はあくまで現段階ではボランティアであり強要できないこと、また自己研鑽や仕事で活用するために資格を取得する方も相当数いらっしゃるため、その方々が自主防災組織に長く携わっていただくことにつながっていくか不透明なところが多く、現時点では実施には至っていないところでございます。

2 番目の「自主防災組織の防災訓練の実効性を高めるための人材発掘や養成・活用について」というご質問でございますが、現在は自主防災組織の構成員として、区の役員を中心に構成している行政区がほとんどであると、先ほど江口議員がおっしゃられたとおりであると認識をいたしております。区の役員は、1年から数年で交代されることが多く、地域の防災士や消防・警察などを退職された方々が継続して役員として自主防災組織に参加されれば、地域の防災力を向上させることができると考えておりますが、しかしながら、消防や警察を退職された方々の情報は、ある意味、個人情報でございますので、町での情報の把握やそれを地域への情報提供において課題

があり、現状では困難性が高いと考えているところでございます。現在、町では地域での防災講話や防災訓練などを機会に、防災専門官が参加して「共助」の重要性を啓発し、自主防災組織の担い手の育成を図ることによりまして、地域の防災力の引上げに取り組んでおり、今後も各地域と協働のもと人材発掘を進めていきたいと考えております。

3番目の「職員個人のスキルアップを通じて、万一の際に対応できる態勢の検討について」というご質問でございますが、徳島県美馬市のように職員に対して防災士の資格を取得させる取組は本町では現在行っておりませんが、防災士の資格取得における消防団員の特例制度がございまして、新宮町の職員の中でも要件を満たす職員も一定数おりますことから、この制度を周知するなど、まずはできるところから行ってまいりたいと考えております。

また、万一の際に対応できる態勢を整えるため、災害発生時における最も重要な発災時から48時間までの対応について、職員が「災害時における重点事項」をはじめとする応急対応を、迅速かつ適正に実行できるよう「職員災害時初動行動マニュアル」を策定いたしており、毎年、新規採用職員に対する防災研修として、初動行動マニュアルの研修を実施しているところでございます。

今後は、全職員に対して初動行動マニュアルを含む防災研修などを定期的の実施し、職員のスキルアップと態勢の整備に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（松井 和行君） はい、江口議員。

○議員（1番 江口 正明君） はい。ありがとうございました。

防災士という資格、結構しっかりと教育、カリキュラムがありましてですね。ある程度、それを習得された方は、それなりの一定の知識あたりを保有する方になるんですね。意外とボランティアでありますけども、そういう防災に関する関心が高い方あたりが自費でそういう受講をして資格を取られた、資格はとるけど、そのあとの活かしようがない。私は資格は取ったけど、これをどう使えばいいのかっていうような話を時々伺うんですよ。各行政区、各お住いのところに自主防災組織があると思いますので、そちらのほうに行って、そこで1枚あなたの力を貸してくださいとあなたの力を発揮してくださいというような話で、終生あっせんをしているんですけども、なかなかそういうところが広がっていない。だから、この30人ほどという私が聞いた数字なんですけど、果たしてその方が有効に活用されているのかっていうのがちょっと不透明なところがあると思うんですよ。

しかし、今、答弁の中でもありましたように、今後もこの防災士の資格取得のことを広く町民の方に周知していく、それから啓発していくことによって、資格者のほうが増えるということは非常にいいことだと思いますので、そこはしっかりとお願いしたいと思っております。

もう1つ、例の災害経験者、つまり消防職員だとか警察官だとか、そういうのは確かに個人情

報、そのとおりだと思うんですね。だから、町がそれを全部把握しているのか、知っているのかっていうのは、それは逆に知らないだろうと思います。だから、ここは私たちもそうなんですが、横のつながりで元消防職員OBのつながり、警察職員のOBのつながり、そういう各職場、元の職場の横のつながりあたりで広げていながら、そしてどう有効活用につながるような形のところを誰かキーマンをとって、そして町としても情報を把握して、そしてそれを地域の自主防災会あたりにつなげていく。何かそういういい仕組みができれば、もっともっとスタッフの体制、それからリーダーの体制が広がるんだろうと思うんですね。そういうところはちょっと思っています。

ちょっとこれ最後に質問になるんですけども、職員の方は当然、災害時、先ほど申しましたように非常に自分の仕事を持ちながら、災害対応に最優先で向かうわけですけど、現場、例えば地震であるとか、水害、火災であるとか、そこは基本その消防署だとか消防団とか、そういうある程度、一定の訓練を経験した人間じゃないと難しいと思うんです。私が思っているのは、町の職員さんが1番大事なのは、まず情報収集、先に情報を収集して、今後どうしていくのかっていうのを方向性を出す。

もう1つはですね、私は避難所運営分野だと思うんです。住民の方は、まずはその指定された避難所に駆け込む。その時に、町の職員の対応として、どう円滑に進めていくのか、避難所運営をいかにスムーズにやっていくのか、住民の方に安心をさせてあげられるのか。そこは、簡単に言葉では簡単なんですけど、実際やってみると大変なんですね。だから、そこをしっかりとやっぱりこれは訓練の積み重ねでやっていくべきだと思いますが、その避難所運営について、どのようにお考えなのかお聞きかせください。

○議長（松井 和行君） 町長。

○町長（桐島 光昭君） はい。お答えいたします。

避難所運営に関しましては、まだちょっとそこは新宮町としては非常に弱い、まだあんまり当然経験したことも町の職員はございませんし、実際に訓練でもまだ行ったことはありませんので、非常に弱い部分であろうというふうに考えます。

避難所運営、役場の職員がやると同時に、その地域の方々のお力も借りないと当然、できないことが多ございます。また、災害の対応によりましては、数人、数十人の避難のケースから、もうその収容所に入り切れないぐらいの数の方が来られることも想定されますので、いろんなそういうことケースを加味しながら、今後また、まずは机上訓練といいますか、そういったことがあり、そしてまた実地の訓練をやってみて、どういった問題があるのか、そういったものがあぶり出されてくると思いますので、そういったことは実地に将来的にやっていかないとスキルアップしていかないので、大変重要なことだというふうに認識いたしております。以上です。

○議長（松井 和行君） はい、江口議員。

○議員（１番 江口 正明君） はい。やっぱり何でもそうなんですけど、訓練の積み重ね、当然その机上訓練、陸訓練とかいっていますけど、それもまた大事なんですけど、実際体を動かして、実際実践しないと、さあ、ここぞという時に、さあ、今だという時になかなか動けないというのは事実なんです。ちょうど新宮町には、東中学校という防災拠点もありますし、この前あそのの前を通ったら立派な段ボールベッドだとか、そういう防災資機材がかなり確保されているみたいですので、それを有効に活用されて、地域の方たちも含めて一緒にやっぱりああいう訓練をしていくと、スキルが上がってくる。そして、万が一の時にスムーズに円滑にいくということは考えますので、ぜひとも進めていただきたいと思います。はい。

いずれにしても、当然、最近は防災に対する関心も非常に高いと。やっぱり町民、町の方が快適に安心して暮らせるというのは、防災対策が基盤がきちとなっている。それはハード、ソフト含めてなんですけど、そこをきちと押さえないと、安全安心なまちづくりというようなことができませんので、なかなか防災についての保険的なところもありますので、それに予算を投資するというのもちょっと後回しになったりすること多いんですが、粕屋北部消防署、それから町内の消防団も含めて、そういう防災力、消防力の強化に町としてもしっかりと当たっていただきたい。これ要望でございますので、よろしくお願いいたします。はい。

２問目にいきます。はい。地域コミュニティ活性化へのきっかけづくりについて質問いたします。ここ３年に渡ったコロナ禍において、地域の行事やイベントはほぼ中止となりましたが、昨年度から新型コロナの５類移行に伴い、再開、復活の兆しが見え始めてきました。私の住む上府区でも、今年度は４月のひごもり、ひごもりと言うんですけれども、それから５月の敬老会、それから６月のスポーツ大会など、参加者はまだまだ少ないものの、区やそれから公民館行事をどうにか実施することができました。参加した方々の、久しぶりやねという嬉しそうな、それから楽しそうな笑顔を拝見しますと、やっぱり地域の皆さんが一堂に会して一堂に集い、語り合い、懇親を深めることの大切さをしみじみと感じたところです。

さて、本年３月議会の町長施政方針の中で、地域におけるコミュニティ活動の担い手不足やコロナ禍においてコミュニティ活動の停滞、つながりの希薄化から、地域コミュニティ組織のより良いあり方について検討が必要だとの認識が示されました。そもそも地域コミュニティは何ぞやというところ始まるんでしょうが、私なりの解釈では、昔よく使われてました「向こう３軒両隣」とか、それから「遠くの親類よりも近くの他人」的なですね、日頃から共に助け合い、それから寄り添いながら、かつ地域をより良くするために活動する、住民同士の地域共同体だと思っています。町民税が入りようけん、何でも町がしてくれるくさ、とのお考えもあるかもしれませんが、さあ果たしてどうでしょう。

朝に夕に子どもたちが元気で登下校をしています。交差点や横断歩道で子どもたちの安全を誰が見守ってくれるのでしょうか。毎月1回、地域で燃えないごみの分別収集がありますが、当番は誰がしてくれるのでしょうか。などなど、もう何でもかんでも役場がしてくれるのかというと、そうではない、そうではありません。町としては、税金を使って生活環境に係る必要最小限の維持管理はやってくれるかもしれませんが、それ以上に、私たちが気持ちよく暮らしやすい生活環境を求めるためには、まさしく地域の人みんなで共に働く、いわゆる協働の思いを持って課題を解決していくほうが多いのではないのでしょうか。

このことに関しては、それぞれご意見もあろうかと思います。決して押しつけるつもりではありませんが、町民一人一人の意識の持ち方、捉え方もよりますが、いずれにしても私たちが快適な生活を送るためには、やはり地域活動を活性化させることが不可欠であるのは間違いありません。そのためにも、まずはきっかけづくりとして、行政と地域の各種団体、例えば町内会、それから高齢者や女性の会、子ども会やスポーツ団体など、様々なグループとの連携が一層重要になってくるのではないかと思います。

本日は、近隣自治体の事例を参考に、新宮町の現状と課題、見解についていくつかお伺いいたします。まず1点目です。最近よく耳にするのは、町内会に入らない世帯が増えているということです。当然、強制参加ではないので、様々な背景から町内会の未加入世帯が増加していくと、行政区や組合で構成しております自治会、それから防災、防犯及び福祉団体などによるボランティア活動、その担い手不足により、地域コミュニティが成り立たない、成り立ちにくい実態が散見されています。地域を運営する際に、大切な役割を担う区長や公民館主事をはじめとする自治会の役員さん、民生児童委員や青少年指導員さん、子ども育成会やシニアクラブの役員さんなど、役職は様々ではありますが、いずれも成り手、担い手不足で困っておられます。長年同じ方が役員を務めることで、高齢化が進み、また交代するにも後継者を探すのに一苦労。極端な話、役員の成り手がないことからもう組織、団体は廃止、解散の憂き目にあることも避けられません。町としては、その現状や課題をどのように捉えておられるのかについてお尋ねします。

2点目でございます。福岡市では、本年5月から地域ボランティアの担い手を増やす取組の一環として、地域活動の実績に応じてポイントを付与し、特典が得られる実証実験を市内9つの小学校区で始めました。近くでは東区の美和台小学校区、実験では、通学中の見守りや花壇の手入れ、それから夏祭りの準備などを対象と、様々なんですが、ボランティア活動に参加した実績に応じて獲得したポイントを、例えば福岡マラソンの優先出走権、なかなか走る機会がないので、抽せんで落ちますのでとかですね。災害用の保存食セットのプレゼントとか、福岡市ですから、福岡市美術館、博物館の観覧無料などと交換できるようにされているそうです。仮に新宮町もそういうポイント制を、仮にですよ、導入したとしたら、例えば、商工会のプレミアムつき商品券が

ありますね。あれも人気があつてなかなか買えない。その優先購入券だとか、マリックスや相島渡船の乗車、乗船無料券、また町内の飲食店や商店と連携した利用時の割引サービス、いろいろなメニューが考えられると思います。何かそういうふうにしていくと、町の皆さんも何となくワクワクしてくるんじゃないかと思うんですね。地域活動に参加したり、運営スタッフとして携わったりすることで、そこにちょこっとしたメリットというか、お得感があれば、これまたうれしいのかもしれない。本町においても、ボランティアとして地域活動に参加した際に、何かしらの特典がついてくるような、目に見える形でメリットにつながる方法が検討できないか、お尋ねいたします。

続いて3点目です。長くなりますが、新宮町の第6次総合計画マスタープランの中に、まちづくりの基本理念があります。一つ、人を思いやり、快適に暮らせるまちづくり、二つ、環境を生かし、次世代へつなぐまちづくり、三つ、共に活動し共に活躍するまちづくりを位置づけておられます。また、それに沿って7つの基本目標を立てておられまして、例えば子育てや教育、それから生涯スポーツや健康づくり、自然や生活環境、安全安心や産業振興などについて具体的な施策を掲げていますが、それら目標達成には、いずれも地域における活発な、かつ旺盛なコミュニティ活動を前提としています。地域におけるコミュニティ活動の担い手不足やコロナ禍において生じたコミュニティ活動の停滞、つながりの希薄化などを課題として捉えておられるのであれば、その解決に向け早急に対応する必要があると思いますが、見解をお尋ね致します。

以上、3点でございます。

○議長（松井 和行君） 町長。

○町長（桐島 光昭君） はい、お答えいたします。

まず、「地域コミュニティ活性化のきっかけづくりを」というご質問の1番目、現状と課題についてでございますが、本町の現状といたしまして現在、町内には24の行政区がございまして、地域会加入率は地域協働課の調査では、令和6年1月時点で79.1パーセントとなっております。福岡県に同様に照会いたしましたところ、同時期の県全体の単純平均が74.3パーセントとお答えをいただいておりますので、平均よりは高い割合ではございますが、江口議員ご指摘のとおり、全国的にも自治会の加入率は年々減少しており、本町でも今後地域コミュニティが成り立ちにくい状況になっていくのではないかと危惧いたしております。

課題といたしましては、この数年間は新型コロナウイルス感染拡大防止のために、夏祭りや公民館でのサロン活動などのイベント、総会や講演会などの地域行事など、人が集まる機会が激減したことにより、地域でのつながりの希薄化が進み、どの行政区からもイベントや行事をコロナ禍前のように再開させるのに、本当に苦勞しているんだというお声が聞こえてまいっております。

そのような中、令和5年度からは、地域でのつながりを取り戻すために、積極的にイベントや

行事を開催している地域や団体も多く、また、コロナ禍において行事などのやり方を見直し、役員や組長さんなどの負担軽減となるような取り組みをされている地域もございますので、今後もこのような地域での活動がどう進展していくのか、状況を注視してまいりたいと考えております。

次に、2番目の「福岡市が地域活動の実績に応じてポイントを付与し、特典が得られる実証実験」についてですが、福岡市に確認いたしましたところ、モデル校区として、江口議員おっしゃいましたように、美和台校区や照葉校区など9校区で5月から実証実験を開始されておられます。これは地域コミュニティの担い手不足や子育て支援、高齢者支援などの様々な社会課題の解決に向けて市民が善意で取り組まれている地域活動に対する感謝の気持ちとしてポイントを付与し、公共施設の割引などの特典が得られる事業で、地域活動の支援につなげるためのきっかけづくりとして効果が期待できる取り組みだと考えております。

本町におきまして、これに近い取り組みといたしまして、65歳以上の皆様が対象でございますが、「介護予防サポート事業」がございます。65歳以上の希望者に「新宮さぼ一た一ず手帳」を配布して、健康づくりや介護予防などの対象となる活動に参加した方にポイントを付与いたしまして、貯めたポイントに応じて、年間5,000円が上限でございますけれども、支給する取り組みを行っております。その中では、各行政区から申請のあった地域行事への参加もポイント付与の対象といたしております。

例をあげますと、地域での清掃活動や区のスポーツ大会への参加、子どもたちの見守り活動など各地域の行事など幅広く対象といたしておりますので、利用者からは「地域サロンなどに参加するようになった」とか「地域行事にスタッフとして参加するようになった」など、参加へのきっかけづくりとなってまいっていると考えております。このような事業以外にも、地域コミュニティ活性化に資する新たな事業について、まだまだ検討していく必要があると考えているところでございます。

3番目のご質問にありますように、地域における活発なコミュニティ活動を促進するため、町として加入促進の支援や町からの依頼業務の整理による自治会等への負担軽減など、地域コミュニティのより良いあり方については、今後、まだ検討する必要があると考えているところでございます。先ほど申し上げましたように、令和5年度からは、地域でのつながりを取り戻すために、イベントや行事を開催している地域や団体も多く、行事などのやり方を見直し、役員や組長さんなどの負担軽減となるよう取り組みをされている地域もございますので、今後もこのような各地域での活動がどう進展していくのか、行政懇談会等の機会をとらえて、状況を確認しながら、地域と行政で協働し、地域の活性化に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（松井 和行君） 江口議員。

○議員（1番 江口 正明君） はい。まず1点目の自治会、町内会の加入率というのを伺いましたけど、今は79.1パーセントと令和6年度ということなんですが、おそらく、これから先ほども町長おっしゃったように、下がっていくはずなんですね。いろいろ町外からいろいろ転居されてきた方々、そういう方々と、それからもともと新宮町にお住まいの方々の融和といいますか、うまくマッチングしていったって、地域活動が盛り上がりた方がいいんですけど、ちょっと私が知る限りでは、何かそこに壁があるといいますか、溝があるといいますか、まだそれは若い方々が新宮町のそういう行事、それから地域に馴染みにくいのか、そういう環境なのか、それはそちらのせいだけじゃなくて逆、受け入れる側、新宮町のもともとお住まいであった方々の考え方っていうかね、そういう態勢もあろうかと思うんですけど、何かそこをうまくやっていると、新宮町の若い人たちが高齢化率が非常に低いといいつつも、結局、地域コミュニティが全然疎遠になったら、面白くない町になってしまうんじゃないかと。

新宮町の魅力というのは自然、山があり、海があり、自然がある。それともう1つは、町に住む人たちの心が豊かだという話だと思っています。それにはやはり地域で支え合う、助け合う、そういうコミュニティを形成していくというのは、私は新宮町の方針として1番大事な根幹だと思うんですよね。私が新宮町を好きなのは、まず1つあるのが個人的なんですけど、役場の職員の皆さんの顔が見えると。私、大好きなんですね。それがあから、いろんなことが話も相談もできるし、お願いもできるし、また逆に行政としての地域への依頼も、それをきちっと受けて地域の役割、力としてちゃんと皆さんに周知していくと、そういうのがうまく連携とれていると思っています。だから、そういうつながりを続けていくためにもやはり各地域の皆さんとの横のつながりをしっかりとやっていかないと。コロナの件でいろいろと地域の体制が変わったと。もう1つ今あるのは、各役員さんの負担軽減、どこでも言われています。その負担軽減は、コロナをきっかけに、それは大事なことで、今まで逆になんてよかったようなことをずっとしよったっていうのがありますよね。それをうまく見直して、本当に必要なことだけやっていきたいと思います。逆に軽減という話があれば、もうやらなくなるというのが多いんですね。そこをうまく考えていかないと、だんだんだんだんもう本当行事がなくなってしまうと、横のつながりがなくなってしまうという気がいたします。

いずれにしても、地域コミュニティを今後きちっと維持していく、高めていくというのが非常に大事なことで、思っております。マスタープランにも掲げていますように、本当に総合計画は、地域の皆さんとそれから行政とそれから事業所と、そういう一致団結して、新宮町をより魅力のある、それから注目されるまちづくりに、町にやっという目的、目標は1つでございますので、今後いろんなこともあるかと思いますが、地域コミュニティの維持、それから高めてい

くための力を行政としてもしっかりと、町長としてもしっかりと念頭において舵取りをやっていただきたいと思います。その件につきまして、また同じ答弁になるかもしれませんが、そのところの町長の所信をお伺いして、私の質問を終わります。

○議長（松井 和行君） 町長。

○町長（桐島 光昭君） はい。お答えいたします。

江口議員おっしゃるように、コミュニティ、それぞれの新宮町行政区という形が1つの大きな固まりでございますけれども、それぞれの行政区がやはり1つにまとまって、いろいろ活動なされていくというのが、新宮町をまた盛り上げていく原動力になるんだろうと思います。ですので、コミュニティの維持、促進、活動というのは、町の行政の中でも根幹的な施策であろうと思っております。一つ思いますのは、やはり先ほど江口議員もおっしゃいましたように、逆に古くからある地域に越して来られた方々をどう受入れているのかというのが、1つのやっぱり大きな壁とございますか、どちらにとっても壁であろうと思います。

私も一時期、新しい開発された地域のアパートに住んでいた時代がございまして、その行政区長さんから僕が役場の職員って知っているから、あんた組長しなさいと言われて、いいですよって言って受け付けて3年か4年ぐらいたんですけれども、僕は役場の職員と知らない近くの、同じように転入された方がおっしゃっていたのは、その地域はもう昔からある地域で、逆に区長さんなり組長さん、みんな顔見知りなので、下の名前呼び合おうと。名字では誰1人呼び合わない。下の名前呼び合って何とかちゃん、何とかちゃんみたいな形で、組長会なりもそういった形で進みますし、僕にとってはそんなに違和感はなかったんですけど、その人たちにとってはやっぱり非常に違和感があると。そこに入りきれないということをおっしゃっていました。ですので、受け入れる側もそういった悪気はなくて、普通の生活態度で接しているということが、転入者にとってはちょっとやっぱり壁に感じたりですね、逆に、でも沖田の土地区画整理事業でできた新しいマンションの行政区は、僕は初めはコミュニティがなかなかできづらいかと思っていましたけれども、意外にもうみんな新しく来た人間だけなので、意外にコミュニティがグッと固まって、いろんな行事もされてらっしゃると。そういったことも見受けられますので、やはりそこその行政区ごとにいろんな課題があって、どこでも同じやり方をすればうまくいくんだということではないであろうというふうに思っておりますので、そこら辺は行政もそれぞれの地域に応じたやり方を考えていって、一緒に行政区さんと考えていくということが大事だろうというふうに考えております。以上でございます。

○議員（1番 江口 正明君） ありがとうございます。終わります。

○議長（松井 和行君） 以上で、一般質問を終わります。

○議長（松井 和行君） お諮りいたします。本会議の会議中、誤読などによる字句、数字等の整理訂正につきましては、会議規則第44条の規定により議長に委任していただきたいと思いますと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） ご異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字の整理訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。これをもちまして、本日の日程を終了し散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時37分散会
